

広島県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、庄原市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年四月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

| 施設の名称 | 所在地 | 取消年月日 |
|-----------|---------------|------------|
| 庄原市大久保集会所 | 庄原市大久保町九三七番地三 | 平成二十五年四月一日 |
| 庄原市発展集会所 | 庄原市峰田町八〇五番地九 | 平成二十五年四月一日 |
| 庄原市別作集会所 | 庄原市濁川町七六四番地三 | 平成二十五年四月一日 |